

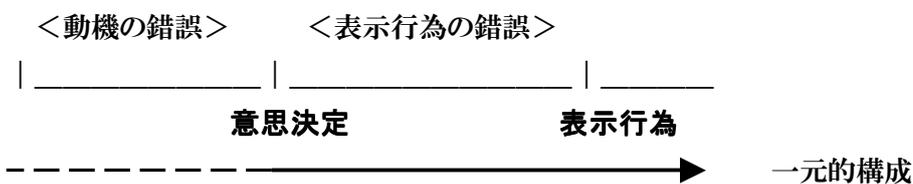
## 一元的構成説(有力説)

動機の錯誤と表示行為の錯誤を区別することなく扱う説と言うが、その実体は？

- ① 錯誤認識可能説…錯誤について意思表示の相手方が認識していたか、認識しえた場合に錯誤を認める説
- ② 重要事項認識可能説…表意者が錯誤に陥った事項が表意者にとって重要であることを相手方が認識していたか認識しえた場合に錯誤無効を認める説

⇒一概に動機の錯誤も表示行為の錯誤と同等に扱うのではなく、取引の安全面から考えて妥当だと考えられる場合のみ(相手方に重大な落ち度がない場合)認めるという方法。

※ どんな場合にも(動機であろうが表示行為であろうが)錯誤を認める説ではない



↑ 動機の部分の扱い

① 錯誤を相手方が認識していたか、しえたか⇒クリアしていれば OK

② 錯誤に陥った事項が表意者にとって重要であることを相手方が認識していたか、しえたか⇒クリアしていれば OK

※特に条件なく、動機も表示行為も OK なのではない！

ちなみに二元的構成説は…



↑ 動機の部分の扱い

(判例)

原則、動機の錯誤は表示行為の錯誤に入らない

但し、動機を明示または黙示に表示して意思表示の内容とした場合には要素の錯誤となりうる

⇒動機を表示すれば OK(?)

(少数説)

動機の錯誤と意思表示の錯誤とを峻別し、錯誤は意思欠缺の場合に限るとする⇒動機の錯誤は認めない×

## そもそも動機の錯誤って…？

前提として 意思表示の表示には間違いがない つまり =意思と表示は一致 とされている

しかし…

意思表示の形成過程において事実と反する判断・認識をし、これに動機づけられて意思表示をしてしまった場合

⇒これが動機の錯誤

けれども…

動機は表意者の主観的理由であることが多い！ ←これを保護するのはどうなの…???

一元的構成説は動機の錯誤を保護しすぎているってホント??

いいえ、違います!!

むしろ多くの先生方から支持されている現在の多数説なのです!!

今、一元的構成説が求められているのはなぜか—————

理由として、こういったことが挙げられています↓

- ・ そもそも、動機の錯誤とその他の錯誤とでは実際上の区別は明確ではない
- ・ 判例上、錯誤が問題となっている多くのものは動機の錯誤であって、動機の錯誤こそが錯誤の問題の主要な部分
- ・ 動機の錯誤による無効主張を認めると取引の安全を害するというのが、それはその他の錯誤でも同じこと
- ・ 動機の錯誤を考慮しても、意思表示が無効と認められるためには様々な要件を必要とするのだから、錯誤無効を認めすぎることにはならない

だから動機の錯誤を特別扱いせずに、他の錯誤の場合と同様に扱おうではありませんか?!

私見

一元的構成の擁護は辛い。

やはり、契約として、なされているべきか否かが問題となると思う。すなわち、当事者間にそのものの状態、性質、売買にあたっての条件についての合意があったかどうか、である。

ただ、全ての事柄が契約内容として合意されてから取引されるのではなく、言葉や文字にされずに暗黙で合意とする面もある。そのため錯誤が発生すると考えられる。特に日本の「相手を察する」「気配り」、といった文化もその一因だろう。

あくまで現段階で、ではあるが、個人的には錯誤は詐欺の緩い救済手段に思えて仕方がない。(勉強不足のために後に意見が変わるかもしれないが)したがって錯誤の条文はこれからも残され活用されるべきであると考ええる。

by Y

参考文献

民法総則 第7版 四宮和夫 能見善久 著